

口頭記錄

- ・土採取等規制条例については、[REDACTED]が届出者となっている。
その届出書には土砂の搬入元を記載する欄があるが、未記入のまま熱海市建設課に受理されている
- ・[REDACTED]に対し、土留め工事をロックヒル方式で行うとされている届出について現状、実現可能性が低いため他の工法を検討し届出ること、との指導を行っている。
なお、風致地区条例に基づく届出について、工期を来年2月まで延長するとの届出がなされたが、土採取等規制条例では工期延長がなされていないため、それについても指導することになる。

2 廃棄物課から

- ・廃棄物処理法で指導するためには、[REDACTED]ことが必要だが、現時点ではそれを認定するのは極めてむづかしい。
仮に[REDACTED]が判明しても、直ちに[REDACTED]とも言い難い。
いずれにせよ、[REDACTED]を確認しないことには、判断がつけられないと考える。

- ・従って、何らかの指導根拠をもって、[REDACTED]を報告させる方法はないか、その報告に従って[REDACTED]の調査をするしか手はないのではないかと考える。
→上記のとおり土採取等規制条例の[REDACTED]は未記入で受理されてしまっていること。

3 その他

- ・市から[REDACTED]に求めている報告書の提出は未だなされていないとのこと。
- ・[REDACTED]は、[REDACTED]関係で熱海市役所に顔を出すことがあるとのことだが、まちづくり課には来ない（接触できていない）とのこと。

*この打合せ後現地の調査を行ったが、担当[REDACTED]が受けた印象では、現地が整然と整地されていること、また、河川への土砂の流入が全て当該残土処分場の原因であると特定しがたいことから、土砂搬入の禁止の命令を発出することはむづかしいのではないかとのことであった。